

公表版

公益社団法人日本プロゴルフ協会 御 中

調 査 報 告 書

平成26年5月26日

公益社団法人日本プロゴルフ協会第三者委員会

河 野 憲 壯

加 藤 公 司

尾 崎 毅

第1	本調査に至る経緯及び当委員会の構成	1
1	貴法人に対する勧告	1
	(1) 平成26年4月1日付け勧告の発出	1
	(2) 本件勧告の骨子	1
2	当委員会への委嘱	1
	(1) 委嘱の経緯	1
	(2) 構成	2
	(3) 委嘱事項	2
第2	活動の期間及び方針等	2
1	期間	2
2	活動方針等	2
	(1) 活動方針	2
	(2) 調査の具体的方法	2
	(3) 上記活動方針及び調査の具体的方法をとる理由	3
3	調査対象及び調査の実際	4
	(1) 貴法人から提出を受けた資料	4
	(2) 当委員会による資料収集	4
	(3) その他活動状況	4
4	本調査報告書の限界	4
	(1) 本調査報告書の目的の限界	4
	(2) 前提資料等の限界	4
	(3) 本調査報告書によって生じる責任の限界	4
第3	本件に関する調査結果—当委員会が認定した事実関係	5
1	本件事案の概要	5
2	貴法人が平成25年8月にZゴルフ場事件を認識するまで	5
	(1) 第1回暴力団排除宣言前後の状況	5
	(2) 第2回暴力団排除宣言前後の状況	7
	(3) 公益社団法人への移行及び貴法人の組織上の特徴等	8
3	α及びβと乙及び丙との交際	11
	(1) βと乙らとの交際について	11
	(2) 本件会食事件	13
	(3) Xゴルフ場事件	15
	(4) Yゴルフ場事件	17
	(5) Zゴルフ場事件	18
4	Zゴルフ場事件に関するβに対する懲戒処分までの貴法人の対応	18

(1) Zゴルフ場事件発覚の経緯.....	18
(2) 調査の経過.....	18
(3) 懲戒処分.....	19
5 本件会食事件, Xゴルフ場事件及びYゴルフ場事件に関するβ及びαの懲戒処分までの貴法人の対応.....	20
(1) 本件会食事件, Xゴルフ場事件及びYゴルフ場事件の発覚の経緯.....	20
(2) 調査の経過.....	20
(3) 懲戒処分.....	20
6 β及びαの懲戒処分決定後の貴法人の会員への対応等.....	22
(1) 平成25年10月.....	22
(2) 平成25年11月.....	22
(3) 平成25年12月.....	22
(4) 理事及び監事の確認及び誓約.....	23
(5) その後本件勧告まで.....	23
第4 原因の分析.....	24
1 暴力団排除に関する貴法人の意識と対策の不備.....	24
(1) 本件事案の背景(歴史的事実).....	24
(2) 第1回暴排宣言とその後の貴法人の対応.....	24
(3) 暴力団排除に対する具体的対応策の不備.....	26
(4) 理事会の監督機能不全.....	26
(5) 会員との意思疎通の不十分さ.....	26
2 ゴルフ場からの暴力団排除という観点の欠如.....	27
第5 貴法人の示す再発防止策の評価.....	27
1 貴法人の再発防止策の概要.....	27
(1) 理事会による暴力団排除対策の決定.....	27
(2) 本件事案発覚後既に実施された対応, 再発防止策.....	29
(3) 現時点で実施を検討している再発防止策.....	30
2 当委員会の評価.....	30
(1) 外部への公表のあり方について.....	30
(2) 再発防止策を検討する前提.....	31
(3) 具体的な評価.....	31
(4) 本件事案発覚後既に実施された対応, 対策.....	38
(5) 現時点で実施を検討している再発防止策について.....	39
第6 再発防止策に関する当委員会の提言等.....	40
1 はじめに.....	40
2 当委員会の提言.....	40

(1) 役員の同伴競技者申告義務	40
(2) 資格認定要件の見直し	41
(3) 事業に関連してのゴルフ場の使用の注意喚起	41
(4) 徹底した広報	42

第1 本調査に至る経緯及び当委員会の構成

1 貴法人に対する勧告

(1) 平成26年4月1日付け勧告の発出

内閣総理大臣から、平成26年4月1日付けで、「貴法人が『暴力団員等がその事業活動を支配するもの』（公益認定法〔「法」〕第6条第6号）に該当するおそれがあり、同条に違反するとの疑いを合理的に払拭することができていない事態に至っている」との勧告（「本件勧告」）がなされた。

これは、貴法人の理事2名（うち1名は副会長）と指定暴力団会長等との交際の事実（以下、本件勧告の前提とされている交際の事実を総称して「本件事案」）及びそれに対する貴法人の一連の対応を受けたものである。

(2) 本件勧告の骨子

本件勧告は、貴法人が上記事態を解消し、公益法人としての信頼回復を図るため、以下の最終的な措置（本件勧告2（1））及び具体的な措置（同2（2））を講ずることを求めるとともに、これら措置の当初実施期限及び平成28年5月30日までの2年間合計3回に亘っての具体的施策の達成状況等に関する定期的な報告を求めている（同（3））。本件勧告において、具体的な措置は、最終的な措置を実施・達成するためのものとして位置づけられており、両者は手段と目的の関係に立っている。

ア 最終的な措置

暴力団員等が事業活動を支配していると疑われるような事態を排除するために必要な措置を講じ、公益法人として事業を適正に実施し得る体制の再構築

イ 具体的な措置

上記再構築を「実施するため」との見地から、以下の各措置を講ずること

- ① 本件事案についての客観的かつ徹底した事実解明
- ② 再発防止策（この種の事案についての適切な処分方針の在り方を含む）の徹底
- ③ 本件についての役員（理事、理事会及び監事）の責任を明らかにすること
- ④ 本件事案の全体像について社員及び会員に対する説明を適切に行うこと
- ⑤ 国民に対する説明責任を果たすための必要な措置を講ずること

2 当委員会への委嘱

(1) 委嘱の経緯

当委員会は、本件勧告を受けた貴法人において、平成26年4月16日

の臨時理事会決議に基づき、同月18日に第三者委員会として委嘱された。

(2) 構成

河野憲壯（弁護士，表参道総合法律事務所：現日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長兼事務局長，元東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員長）

加藤公司（弁護士，岡村総合法律事務所：現第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長）

尾崎 毅（弁護士，山田・尾崎法律事務所：元日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長，前第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長）

なお，当委員会では特に委員長を置かない。

上記委員はいずれも，これまで貴法人の業務を受任したことはなく，その他利害関係を有さない者である。

(3) 委嘱事項

以下の調査・提言を行うとともに，その調査結果・提言をとりまとめた報告書を作成し，貴法人に提出すること

- ① 本件勧告で指摘された各事項に関する調査及び再発防止策の提言等
- ② その他①に関連する事項に係る調査及び再発防止策の提言等

第2 活動の期間及び方針等

1 期間

貴法人からの委嘱日である平成26年4月18日から委嘱事項終了までとする。

2 活動方針等

(1) 活動方針

貴法人実施（予定のものも含む）の再発防止策の妥当性評価及び当委員会が適切と考える再発防止策の提言に重点を置き，そのために必要な範囲で，本件事案についての事実関係を調査・確認するとともに，本件事案を含め，暴力団員等が貴法人の事業活動を支配するものに該当するおそれがあり，法第6条に違反するとの疑いを合理的に払拭することができていない事態に至った原因解明を含む調査を実施する。

(2) 調査の具体的方法

本件事案についての事実の確認及び原因の解明は，原則として貴法人が作成又は収集済みの資料に基づいて行う。ただし，それら資料の精査の結果，これまで貴法人がした事実認定に不十分又は不合理な点がある場合に

は、必要に応じて当委員会自ら資料収集を行うという形で補充調査を実施する。

加えて、上記活動方針を実践するため、必要な限りで、現職の理事及び監事に対する事情聴取を実施する。

(3) 上記活動方針及び調査の具体的方法をとる理由

ア 当委員会は、本件勧告の「3 理由」の要点は次のとおりであると理解している。

- ① 貴法人が過去2度にわたり暴力団排除宣言をしていたにもかかわらず、両宣言の当時の現職理事が私的に又は貴法人の業務の執行に際して暴力団関係者とゴルフをするなど交際していたという事件が発生したことにより、他の役員や代議員（社員）にも反社会的勢力と交際している者がいるのではないかと疑念が生じた。そして、その疑念を払拭するための適切な対処がなされていない。
- ② 本件事案への法人としての対応が、内閣府への回答や調査方法における一貫性及び誠実さの欠如、法人内外への説明不足、懲戒処分の決定過程及び内容等の様々な点で不適切であり、これらに貴法人の本件事案の重大性に関する認識の希薄さが表れている。
- ③ 貴法人が「出直し選挙」であるとする平成26年2月の役員改選に当たって、候補者に関する十分な情報が会員に事前に提供されなかった。そのためにこの役員改選によっても当時の役員の実任が明らかにされていない。

イ 当委員会は、本件調査開始に当たって貴法人と内閣府との間で交わされた報告要求書面及び報告書等を検討した結果、基本的に上記①から③までと同様の問題意識を抱いた。そして、その背後には、何らかの貴法人の組織的又は構造的問題が存するものと推測した。そして、今後貴法人が一日も早く疑いを払拭し、公益法人として存続していくには、貴法人の現在の諸規程及び組織構造並びにこれからの貴法人の運営を担う理事らと直接に向き合い、組織論にも根ざした現状分析を行った上で再発防止策を構築する必要があると考える。他方、本件事案に関する事実調査については、既に調査委員会、検証委員会がそれぞれ調査を行ってきたところである。

ウ 小括

以上のことからすると、当委員会への委嘱事項としては、本件事案の事実に関する不合理な点の確認ももちろん重要ではあるが、本調査においては、本件勧告が最終的な措置として講ずることを求めている再発防止策の妥当性評価及び提言が重要な位置を占めるものと認識・理解し、

上記の活動方針及び調査の具体的方法を採用することとした。

3 調査対象及び調査の実際

当委員会は、以下の資料等を対象として調査を行った。

(1) 貴法人から提出を受けた資料

当委員会は、元理事らのヒアリングのメモ等を含め、添付の別紙3「資料一覧」【略】記載の各種資料を受領し、これらを精査した。

(2) 当委員会による資料収集

ア 事情聴取

被聴取者（立会人の有無）は、別紙2「事情聴取実施者一覧」記載のとおりである。

イ その他資料収集

その他必要により、適宜、新聞記事等の情報収集に努めた。

(3) その他活動状況

上記各種資料の収集・検討及び事情聴取の結果を踏まえ、別紙1「当委員会の主な活動状況」記載のとおり、委員会を開催し、協議した。

4 本調査報告書の限界

(1) 本調査報告書の目的の限界

本調査報告書は、貴法人が本件勧告において要請を受けた内容に対応する目的で作成されたものであり、それ以外の使用は予定されていない。

(2) 前提資料等の限界

ア 本調査報告書は、貴法人が当委員会に対して提供した資料以外に本調査の結果に影響を及ぼす資料・情報が意図的に非開示とされていないことを前提としている。また、貴法人が当委員会に対して提供した資料が全て原本と同一性を有することを前提としている。

イ 当委員会の主たる調査活動である関係者への事情聴取については、被聴取者の任意の協力のもとに行われた。そのため、 α 元副会長（「 α 」）、 β 元理事（「 β 」）については、聴取日時・場所の選定や聴取の際に弁護士を立ち合わせることに両者の意向を尊重した。また、任意の協力を前提とする以上、貴法人の現職の理事・監事及び事務局職員並びに α ・ β といった協力を得られる限りで聴取対象としたが、本件事案における α ・ β の交際の相手方からの事情聴取には至っていない。

(3) 本調査報告書によって生じる責任の限界

当委員会は、本調査について、その性質上、依頼者である貴法人に対してのみ責任を有する。

第3 本件に関する調査結果—当委員会が認定した事実関係

1 本件事案の概要

本件事案は、主として以下の各事件で構成されている。

- ① 平成25年3月14日、 α 及び β が、指定暴力団甲会会長乙（「乙」）及び同暴力団傘下暴力団組長丙（「丙」）と会食した（「本件会食事件」）。
- ② 同年4月27日、 α 及び β が、Xゴルフ場で、乙及び丙とラウンドした（「Xゴルフ場事件」）。
- ③ 同年6月18日、 α 及び β が、Yゴルフ場で、乙及び丙とラウンドした（「Yゴルフ場事件」）。
- ④ 同月19日、 β が、Zゴルフ場で、乙及び丙とハーフ・ラウンドした（「Zゴルフ場事件」）。

2 貴法人が平成25年8月にZゴルフ場事件を認識するまで

(1) 第1回暴力団排除宣言前後の状況

ア 背景

新聞報道等によれば、平成17年11月の貴法人の会長候補者選任に備え、先立って実施されたP地区理事選の議事録を改ざんしたこと並びに貴法人の役員改選及び会長候補者選任の当日にP地区理事が逮捕監禁されたということに基づき、平成18年夏、平成17年11月まで副会長・理事であった γ 代議員（当時、「 γ 」）が起訴された（「平成18年事件」）。後者については、 γ が、暴力団幹部に上記理事を会長選に出席させないよう手を引かせてくれと依頼し、暴力団幹部らが同理事を自動車内に長時間監禁し、会長候補者選任の選挙を欠席させたということでの起訴であった。 γ は、平成18年末、威力業務妨害の罪で有罪判決を受けたが、その中で「暴力団を利用して民主的自治を妨害して」いた旨指摘された。

この件を通じて、社会は、貴法人の前理事と暴力団幹部らとの強い結びつきの存在を知らされ、貴法人の信用は大きく傷ついた。

イ 第1回暴力団排除宣言

平成18年事件を受け、平成18年11月27日、代議員総会に先立ち、暴力団排除大会が開催され、暴力団排除宣言（「第1回暴排宣言」）が出された。これは、貴法人の代議員一同が主体となり、暴力団との関係を遮断すること等によって暴力団を排除する旨宣言したものである。

ウ 当時の貴法人理事会における議論等

平成18年事件に関しては、平成18年6月21日から同年11月27日までの間に開催された7度の理事会で取り扱われていたことが、その議事録からは窺える。しかし、 γ が暴力団関係者に依頼して他の理事

を監禁させた行為について報告や議論がなされたことは確認できない。上記各理事会の議事録のうち、「暴力団」という文言が確認できるのは、9月19日開催の定例理事会議事録の「会長より、P県警から暴力団排除対策として、コンプライアンス委員会設置の提言がなされた旨報告がなされた。」との部分のみである。したがって、どのような議論を経て暴力団排除大会が開催され暴力団排除宣言に至ったのかについては、その詳細を確認することはできなかった。

また、当委員会は現職理事全員に対し、第1回暴排宣言及びそれに至る背景としての平成18年事件について尋ねたが、詳しいことは知らないと述べる者が多かった。

なお、第1回暴排宣言時、 α は副会長であった。また、 β は、上記暴力団排除大会に参加しており、同大会に続けて開催された平成18年度代議員総会で、新理事として選任された（平成18年度秋季代議員総会議事録）。

エ 第1回暴排宣言に基づく貴法人の取り組み

(ア) 代議員への暴排意識の浸透のための活動

第1回暴排宣言をした暴力団排除大会には、警察庁刑事局の暴力団対策担当者及び全国暴力団追放運動推進センター担当者が出席し、暴力団排除に関する講演をした（PGAニュース）。また、平成19年1月20日開催の平成19年度秋季代議員総会の際には、開会に先立って、警察庁暴力団排除対策官出席の下、P県暴力団追放運動推進センター専務理事兼事務局長が暴力団排除に関する講演をした（平成19年度秋季代議員総会議事次第）。

なお、その後第2回暴力団排除宣言が出される平成25年2月までの間、代議員総会で暴排に関する講演会が開催された事実はない。

(イ) 会員全体への周知

全会員に配布される会報誌平成19年1月号で、第1回暴排宣言について1頁を割き、この暴排宣言の内容と背景（平成18年事件への暴力団関係者の関与）を説明し、以後の再発防止策について、選挙制度の見直し及び「組織的・体制的な暴力団排除体制の確立を目指す」ことになったと報告している。

(ウ) 各地区の暴力団排除大会

同会報誌には「既にP地区では地区としての暴力団排除大会を実施しておりますが、今後は残る13地区でも暴力団排除大会を実施してまいります。」との記載があるが、その実施状況に関する資料は確認できなかった。

(エ) 既存会員向けの暴力団排除セミナーの実施

平成19年度中に全国17か所で実施した研修会において、各都道府県警の協力のもと、暴排セミナーを実施した(2007ティーチングプロ・トーナメントプロ研修会暴力団排除セミナー実施会場一覧)。

なお、その後は、本件事案の発生まで、既存会員向けの暴排セミナーは開催されていない。

(オ) 新入会員向けの暴力団排除セミナーの実施

トーナメントプレーヤーとティーチングプロの新入会員は、研修への参加が義務づけられている。この研修は毎年12月に実施され、平成19年以降は暴排セミナーが盛り込まれている(2013年度PGA入会セミナースケジュール)。

直近の平成25年12月の研修では、全国暴力団追放運動推進センター参与を講師に迎え、「暴力団等反社会的勢力の実態と防備の心得」と題する50分間のセミナーを実施している。その内容は、暴力団等反社会的勢力の一般論、人気スポーツと反社会的勢力との接点の例示、社会全体並びにPGA及びゴルフ場による暴排活動の現状、そして個々のプロゴルファーが暴排について心得るべき事柄の説明といった詳細なものである(平成25年12月16日・20日PGA入会セミナー・レジュメ)。

オ その後

以上の他には、代議員及び会員に対して暴排意識を浸透させる継続的な取り組みは特になされていない。当委員会が現職理事全員に対して実施した事情聴取においても、第1回暴排宣言後に貴法人が主体となって具体的な暴排活動を実施したかという問いに対して、何もしていなかったと思うと回答した理事が複数名いた。

なお、平成21年ころから全国各地の自治体において暴力団排除条例の制定の動きが始まり、同23年には全国で暴力団排除条例が施行されるに至ったが、貴法人においては、プロゴルファーとして暴力団排除条例との関係で注意すべきことを代議員及び会員に周知・徹底するといった取り組みは特になされていなかった。

(2) 第2回暴力団排除宣言前後の状況

ア 背景

平成20年2月22日、平成20年度春季代議員総会において、公益社団法人への移行を目指すことが決議された(平成20年度春季代議員総会議事録)。

第2回暴力団排除宣言は、この公益社団法人への移行を機に宣言され

たものである。しかし、貴法人理事会議事録からは、この公益社団法人への移行に関する議論がなされたことは窺えるものの、暴力団排除宣言に向けての議論がなされた形跡は確認できなかった。

イ 第2回暴力団排除宣言

平成25年2月15日、平成25年度定時社員総会で、暴力団排除宣言（「第2回暴排宣言」）が出された。この総会では、暴力団排除宣言に先立って、貴法人A監事が暴力団排除に関する講演を行った（平成25年度定時社員総会（第二部）議事次第）。

第2回暴排宣言の内容は、第1回暴排宣言のそれを基本的に踏襲しつつ、その後の暴排意識の高まり及び暴排に関する考え方の変化を反映したものとなっている。例えば、関係遮断や交際してはならない対象を暴力団を含む反社会的勢力に広げており、「金品や便宜、もてなしを受け」ないことやゴルフのプレーをしない、レッスンをする関係を断つといった具体的な内容が含まれている。そして、これらに違反した場合には、厳正な措置をとることにまで言及されていた。

なお、第2回暴排宣言当時、 α は副会長であり、 β は理事であった。

ウ 理事等の対応－貴法人による確認書徴求

第2回暴排宣言が出された平成25年2月15日、当時の理事及び監事の全員が、貴法人に対し、自らが法第6条第1号の欠格事由に該当しないことを確認する確認書を差し入れた。 α 及び β もこの確認書を提出していた。法第6条第1号ニは「暴力団員等」について定めているので、貴法人としては、同確認書によって理事及び監事が暴力団員等に該当しないことを確認したことになる。ただし、この確認書には、暴排宣言が目指している暴力団との関係遮断及び交際禁止に関する事項は含まれていない。

エ 第2回暴排宣言後の貴法人の取り組み

第2回暴排宣言の内容は、会報誌平成25年4月号によって、全会員に周知された。同号には、貴法人A監事による「PGAの新・暴力団排除宣言」というタイトルの1頁分の詳細な説明が掲載され、その中で不安や疑問がある場合には暴追センター、弁護士、警察又は貴法人事務局に相談するようとの呼びかけもなされていた。

(3) 公益社団法人への移行及び貴法人の組織上の特徴等

ア 定款における公益目的の明記

定款第3条では、貴法人の目的として「健全なプロフェッショナルゴルファーの養成・認定と技術指導方法に関する研修及び指導を行い、ジュニア及び一般愛好者の育成・普及を図り、ゴルフを通じて国民の心身

の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養すること、さらにはゴルフを通じて国際親善に寄与すること」が明記された。

イ 組織上の特徴

貴法人の会員、代議員、理事及び監事、機関たる社員総会（＝代議員総会）、理事会の関係については、別紙4にとりまとめたとおりであるが、以下のような特徴を有している。

① 社員総会（代議員総会）について

理事及び監事（総称して「役員」）の選解任（定款第12条第1号）、会員の除名（同条第2号）及び定款の変更（同条第4号）等の法人運営の基本的事項に関しては、社員総会がその決議をもって決定する権限を有しているが、社員総会にいう「社員」は、正会員の中から選出された代議員である（定款第5条第2項）。

② 代議員について

代議員は、トーナメントプレーヤー及びティーチングプロで構成される正会員が在籍する地区大会（14ブロックに分かれている）毎に、正会員による選挙を通じて選任される（定款第5条第4項、同条第5項、第41条第1号）。代議員の定数は、地区毎の在籍人数に基づき理事会が定める（定款第5条第2項）。

代議員に職務上の義務違反が認められる等所定の要件を満たすときに、社員総会における社員現在数の3分の2以上の議決によって会長が解任する（定款第5条第9項）。

③ 地区大会について

地区大会は、上記の地区選出の代議員の選任の他にも、地区選出の理事候補者の選定や貴法人の運営に関する事項全般の監督を行う（定款第41条）。

④ 理事、監事について

理事には、会員理事と会員外理事があり、会員理事は、各地区大会で選定、推薦された「地区選出の理事」候補者から、社員総会で選任される（定款第41条、役員等の選挙規程第10条、定款第23条第1項本文）。

平成25年5月1日現在、会員理事19名全員について、地区毎に定数が割り振られている（役員等の選挙規程別表）。そのため、地区選出の理事が欠けたとき又は地区選出の理事に事故があるときは、会長又は副会長、専務理事のいずれかが当該地区大会を招集することになっている（定款第43条第2項）。

会員外理事は、社員総会が会員外の者について特に必要と認め、

10人を限度として理事として選任された者である（定款第23条第1項但書）。監事も、会員外の者の中から社員総会において選任される（定款第23条第4項）。

理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任できる（定款第27条本文）。

⑤ 理事会について

理事会は、全ての理事をもって構成される会議体である（定款第32条第2項）。理事会は、法人の業務執行の決定、規則の制定、変更及び廃止のほか、会長（代表理事）並びに副会長及び専務理事（総称して「業務執行理事」）の選定及び解職の権限を有する（定款第33条）。ただし、代表理事は、社員総会の決議によって選出される代表理事候補者から選定するものとされている。

ウ 貴法人倫理規程における暴力団等との関係についての規律

倫理規程第7条は「会員は、暴力団または暴力的あるいは詐欺的行為その他違法不当な行為を組織的、常習的に行うおそれある者と提携・協力して事業をし、あるいは、これらの者の利益のために名前や写真を利用させ、あるいは、これらの者と親密な協力関係にあるかのような印象を国民に与える行動をしてはならない。」と定めている。

また、平成25年12月18日開催の定例理事会での決議により、倫理規程に「会員は暴力団または暴力的あるいは詐欺的行為その他違法不当な行為を組織的、常習的に行うおそれある者と接触した場合ならびに、他の会員が接触した事実を知った場合には、直ちにPGA本部または内部通報担当者に通報しなければならない」との条項が追加された（平成25年12月度定例理事会議事録）。

エ 会員に対する懲戒処分

(ア) 懲戒処分の要件及び種類

- a 定款第10条第1項では、会員が、貴法人の定款又は諸規程に違反した等の場合の懲戒処分として、戒告、一定期間の会員資格停止、又は除名が定められている。一方、倫理規程においては、戒告、制裁金、出場停止、会員資格の一時停止、退会又は除名の懲罰処分を受け得るとされており（倫理規程第13条、14条）、両者は整合していない。特に、倫理規程においては、定款には定めのない「退会」処分が定められている。退会の場合、退会から1年以上経過し、5年未満の場合には、再入会申請をすることができ、理事会が承認をすれば再入会が可能とされている（正会員の入会及び退会規程第4条第1項、第2項）。

b 懲戒処分を選択基準

懲戒処分の選択に関し、特に基準は定められていない。

なお、平成25年10月24日開催の懲罰諮問委員会では、倫理規程違反の場合の懲罰処分の選択基準に関する表が配布されている（平成25年10月24日懲罰諮問委員会配布資料4）が、これは懲罰諮問委員会委員長のB顧問が同委員会用の資料として作成し配布したものである。

(イ) 懲戒処分の手続

a 定款における規律

戒告又は一定期間の会員資格停止は、理事会決議による（定款第10条第1項）。除名は、社員総会において社員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない（同項）。なお、除名の場合について、「会員にあらかじめ通知するとともに、理事会において議決する前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。」（同条第2項）と定められているが、社員総会における議決が必要とされていることとの関係が不明確であると言わざるを得ない。

b 倫理規程及び懲罰手続規則における規律

会長の請求により懲罰諮問委員会が懲罰に関して調査審議の上議決し、会長に報告する（倫理規程第13条）。会員が定款に定める懲戒事由又は倫理規程に定める禁止事項に抵触する疑いがあると認められるときには、理事会で懲戒を決定する前に、原則として懲罰諮問委員会に当該事項を諮問する（懲罰手続規則第2条）。

懲罰諮問委員会は委員長1名、副委員長2名以内、委員3名以内で組織し、委員長は貴法人の顧問弁護士とし、副委員長は監事とする（同規則第4条第1項及び第2項）。

理事会は、当該委員会の答申について審査し、懲戒に関する議決をしなければならない（同規則第14条第1項）。

3 α及びβと乙及び丙との交際

(1) βと乙らとの交際について

ア 交際開始－指定暴力団甲会傘下団体総長の紹介

βが当初調査委員会に自ら手書きのメモを提出して説明していた内容によると、平成23年11月か12月ころに、旧知の間柄であった指定暴力団甲会傘下団体の総長から電話を受け、乙、丙、丁及び戊のためにβの所属先であるZゴルフ場の予約をとるよう頼まれ、これに応じた。

丁は指定暴力団甲会の幹部である。また、戊が代表取締役として経営する株式会社は、県警から暴力団関係企業として通報を受けたことによ

り県発注工事からの排除措置がとられていた会社である。

なお、当委員会による現職理事からの事情聴取においては、一部理事から、 β にはそれ以前から暴力団関係者との付き合いがあるとの噂があったという話も出た。しかし、それらはいずれも客観的裏付けを伴わない単なる噂の域を出ず、また、当委員会の調査においても、このことを客観的に裏付けるような資料等は発見されなかった。

イ β が乙の属性を認識した時期

(ア) 当委員会の結論

β は、遅くとも平成24年1月か2月ころには、乙について、暴力団の組長だと認識し、遅くとも平成25年3月14日の本件会食事件の前には、指定暴力団甲会会長であると認識していた。

(イ) 上記結論に至る根拠

乙の属性についての β の認識に関する上記結論は、 β の次の①から③の供述に基づくものである。

① 平成25年9月2日のヒアリングにおける供述

平成24年の1月か2月ころにレッスンをした時に「小指がないことに気づき、その時にその稼業の人かと思った。指定暴力団甲会の会長だとは思わなかったが、周りが会長、会長と呼んでいたのも、どこかの組長かなとは思った。」

② 平成25年10月5日付け陳述書

「私は、そのとき（＝本件会食事件〔平成25年3月14日〕の時）は、すでに丙が指定暴力団甲会の幹部であることは分かっていました。丙と一緒にいると言っていた乙が指定暴力団甲会の組長であることも知っていました。」

③ 平成25年10月7日の電話録取における供述

Xゴルフ場事件（平成25年4月27日）の際、Xゴルフ場の支配人に、指定暴力団甲会の乙会長と明言した。

なお、上記結論と相反するものと思われるものとして、 β 代理人弁護士からの平成25年10月19日付け回答書に、平成24年夏ごろ「指定暴力団甲会の組長として乙の顔が掲載されているのを見ました。そのとき、 β は、初めて乙が指定暴力団甲会の組長であることを知りました。それまでの乙らの服装や言動を見ていて、とても暴力団関係者とは思えず、しかも、指定暴力団甲会の組長だと知って、大変驚きました。」との記述があるが、このような供述の変遷に合理的な理由は見出し難く、同記述の存在は当委員会の上記結論を覆すものではない。

ウ 乙との付き合いの程度

(ア) 予約について

βは、遅くとも平成23年末から、乙らのためにZゴルフ場の予約を入れるようになった。

βは、当初、乙が暴力団関係者だと認識してからも、乙のために予約を代行することがあったとの供述もしていた。

(イ) 乙らによるZゴルフ場の頻繁な利用

βの供述によれば、乙らは、平成23年11月か12月ごろから平成25年7月ごろまでの間にZゴルフ場で少なくとも35回から40回ほどラウンドした。実際、Zゴルフ場では、平成24年3月10日に丁の予約で丁、乙、丙外1名が4名1組でラウンドしたとの記録及び翌11日にも丁の予約で丁、乙、丙及び戊が4人1組でラウンドしたとの記録があり、乙らがZゴルフ場を頻繁に利用した一例であると考えられる。

(ウ) レッスンについて

βの供述によれば、乙が暴力団関係者だと認識してからも、ゴルフ場の練習場で、少なくとも15回くらいは乙に対して数分間のレッスンを行っており、乙が指定暴力団甲会会長であることを認識した後も、レッスンをしたことがあった。

βは、レッスン料として乙から多少の金銭を受領した。

(2) 本件会食事件

ア 事件の経緯等

(ア) 会食

平成25年3月14日、α及びβは、翌日の日本プロ予選会に備え、現地入りしていた。その夜、βがα、若手プロ、競技委員及び事務局職員Dを夕食に誘い、αらはその誘いに応じた。

夕食の席には乙及び丙が同席した。βは調査委員会の調査に対し、偶々近くにいたために夕食を共にすることになった偶然の出来事であることを強調するが、この会食の背景には前記(1)のとおりβと乙及び丙との浅からぬ関係があったと考える。

βは、この会食の前に、乙が指定暴力団甲会会長であることを認識していた(前記(1)イのとおり)。

(イ) 日当及び交通費

α及びβは、PGAの業務として現地に出張したので、日当及び交通費を受領していた。

イ 乙の属性に関するαの認識について

(ア) 当日受けた印象についての供述の変遷

αは、本件会食の場でαが乙について抱いた印象について、次のように供述し、自己に有利な方向に変遷している。

① 平成25年9月30日のヒアリングにおける供述

「裏の人かなという感じは。」

(稼業の人かと思ったのはいつか、との問いに対して)「ぱっと見て、最初に食事をした時」

「ぱっと見そうかなと思ってはいたが、はっきりとは言われていなかった。今は後悔している。」

(3月14日に食事をした時に稼業の人かなと思ったと供述していたことを指摘され)「不動産屋かそっちの感じかと思った。」

(本件会食の後2回会い、丙とは15～16回電話のやりとりをしている中で暴力団関係者という認識はなかったか、との問いに対して)「そういう人かなとも思った。」

② 平成25年10月8日付けの「ご報告」と題する書面

「暴力団関係者であるなどとは全く知らず、不動産屋かなと思った程度で、さして気にもしませんでした。」

③ 平成25年10月8日のヒアリングにおける供述

「(暴力団とは)全然分からなかった」

(指定暴力団甲会の乙とは分かっていたが、ヤクザかもしれないと思っていたということは、と問われて)「最初はそう思った。徐々に、βが会長、会長と言うし。」

④ 平成26年5月12日実施の当委員会の事情聴取における供述
不動産屋かなと思った。

その際、それまでの自己の供述に関し、代理人弁護士を通じて、「裏の人」「稼業の人」「そっちの人」ではないかと思っていたという部分について全て否定するに至り、その理由については、事情聴取者からまるで「犯人扱い」されたことに立腹し、ついそのような言葉を使ってしまったと説明した。

しかし、このような変遷には合理的理由は見出しがたく(特に最後の理由も)、当委員会としては、αの当初供述内容に従い、本件会食の場で少なくとも「裏稼業かな」という程度の認識は有していたと考える。

(イ) βが暴力団関係者と交際していることに関するαの認識

加えて、αは、本件会食の前から、βが暴力団関係者と交際しているらしいという認識を有していた。αは、当委員会に対し、βから神戸の会食の誘いを受けた際は、神戸は山口組がいる地域だから断るよ

うにしていた、と供述をしており、その意味するところは、 β と神戸で会食をすると β が山口組関係者を連れてくるかもしれないと思っていたと考えるのが合理的である。

この点につき、 α は、平成25年10月8日の調査委員会ヒアリングにおいても「 β から神戸あたりで食事に行こうかと誘われたが断っていた。3月は皆も一緒だったので、まさかと思った。」「(β の暴力団との付き合いについての悪い噂は)聞こえていたが、まさか自分らに合わせるとは思わなかった。誰と言うことは知らなかったと思うが、理事は皆知っていたと思う。」と供述しているが、「まさかと思った」という部分が仮に真実であったとしても、「暴力団関係者かもしれない」という考えが頭をよぎったという認定を覆すものではない。

(ウ) 小括

以上のことから、当委員会としては、この会食の際、 α が、乙を暴力団関係者と認識していた可能性が高いと認定する。

(3) Xゴルフ場事件

ア 事件の経緯等

(ア) ラウンド

α 及び β は、シニアマスターズの下見目的で、平成25年4月27日、Xゴルフ場をラウンドした。その際、 α 及び β はそれぞれ、乙らから5万円を受領した(その金銭の趣旨については後記する)。

(イ) 属性認識

前記のとおり、 β は既に乙が指定暴力団甲会会長であることを認識しており、同コースの支配人に対して、指定暴力団甲会会長と一緒にラウンドしてよいかと尋ねて了解を得た上でラウンドした。

α について、当委員会は、前記(2)イのとおり、この時 α が乙らを暴力団関係者と認識しつつ一緒にラウンドした可能性が高いと認定する。

(ウ) 日当及び交通費

α 及び β は、シニアマスターズを開催予定のXゴルフ場の下見という目的で4月26日から27日にかけて現地に出張したので、日当及び交通費を受領していた。

イ α 及び β が受領した金銭の趣旨について

(ア) はじめに

この時 α 及び β が乙らから受領した金銭の性質については、貴法人がその認定を変更した経緯も含め、内閣府から繰り返し指摘を受けているところである。

当委員会としては、その金銭の性質がいかなるものであったとしても、傍から見て性格の不明確な金銭を暴力団関係者から受領したという事実は動かしがたく、その行為自体が暴排の見地から大いに問題であると考えているが、念のため、当委員会の結論及びその理由を以下で説明する。

なお、相手が暴力団員でないとしても、上記金銭受領行為は、賭博や脱税の疑いを生じさせるという問題を常にはらんでいる。当委員会としては、今後このような疑いを生じさせる余地を残さないよう、プロゴルファーは、アマチュアとラウンドしあるいはレッスンした際に受け取る「レッスン料」や「謝礼」の性質や金額を、事前に明確しておくべきであるとする。

(イ) 当委員会の認定

当委員会は、結論としては、 α 、 β 及び乙らの4人の間で「賭けゴルフとしてのにぎり」が行われたとの評価・認定まではできないと考える。その理由は次のとおりである。

当委員会は、当委員会設置前の α 及び β の供述内容を精査した後、 α 及び β からの事情聴取においてXゴルフ場事件の際に受領した金銭の性質について確認した。

確かに、 β 及び α の供述には、

- ① スタート時に α 以外の誰かがにぎりをしようと提案をしたこと、
- ② その際に β が「ベストで」と言ったこと、及び
- ③ 終了後に乙又は丙が「5枚5枚負けました」と発言したことを裏付ける部分が存在し、これらの事実はいわゆる「にぎり」行為を推認させる。

しかし、 β 及び α の供述が共通かつ一貫している以下の4点から、客観的に考えると α 、 β 及び乙らの4人の間で「賭けゴルフとしてのにぎり」が行われたと推認・評価するには合理的な疑いが残ると言わざるを得ない。

第一に、ハンディキャップが設定されていない。 α 及び β はプロゴルファーであり、通常、パープレー、すなわちスコア72程度でラウンドするものである。一方、乙及び丙はアマチュアであり、スコア90から100という腕前であった。したがって、ハンディキャップを設定しなければ、乙らとの関係では α 及び β が必ず勝つ結果となるので、「賭け」として成立し得ない。

第二に、レートを設定していない。

なお、上記2点については、 α 及び β がXゴルフ場事件の前に乙らと「賭けゴルフとしてのにぎり」を行った経験があったとすれば、「いつものとおり」という趣旨の黙示の合意が4人の間で成立していたと判断する余地もある。しかし、当委員会が判断の基礎とした証拠を見る限り、Xゴルフ場事件の前に、 α 及び β と乙らの4人が「にぎり」どころか、ラウンドをしていたことすら認められず、 α を含めた4人の間で「(にぎりのレートとハンディキャップは)いつものとおりでいく」という趣旨の黙示の合意が成立するとは言いがたい。

第三に、勝敗を決めるために必要なスコアの集計をしたという証拠がない。

第四に、ベストという方式を選択したとすれば、4人でプレーをして α と β が等しく5万円勝つというのは、偶然の一致にしては出来過ぎであり、また、そもそも α と β は誰に対して「にぎり」で勝ったのか自体が不明確である。

最後に、当委員会としては、当初、 β 及び α が「にぎりをした」と明確に認める発言をしていたことについて、次のように考える。

β 及び α は、にぎりをしようという提案がされ、その提案を明確に否定しないままなんとなくプレーをし、プレー後に乙又は丙が「5枚5枚負けました」という言葉を発して賭け金の風な体で5万円を渡してきた、ということをもって、「にぎりをした」と表現したということも考えられる（このような供述態度が、両者における「にぎる」という行為への抵抗感のなさの表れであるとするれば、それ自体問題なしとしない）。以上のことからして、 α 及び β の上記発言の存在は、当委員会の認定と決定的に矛盾するものでないとする。

(4) Yゴルフ場事件

ア 事件の経緯等

(ア) ラウンド

平成25年6月18日、 α 及び β は、貴法人の業務としてではなく、私的に α が乙及び丙と、 β がその知人女性とでYゴルフ場をラウンドした。ラウンド後、 α は、乙から10万円程度の金銭を β を介して受領した。 α はこの金銭をレッスン料と認識している。

(イ) 属性認識

β が既に乙が指定暴力団甲会会長であると認識していたことは前記のとおりである。

α について、当委員会としては、この時点では乙が暴力団関係者であると明確に認識していたと認定せざるを得ない。このように認定す

る理由は以下のとおりである。

前記（２）イのとおり、当委員会は、 α が本件会食事件の際に乙が暴力団関係者であると認識していた可能性が高いと認定している。

そして、 α は、平成25年9月30日の調査委員会ヒアリングにおいて、次のように供述していた。

α ：警察にはこう言った。韓国でゴルフしようかと言われた。日本はややこしいので。ああそうですかと返事した。行ってはいないけど。

委員：ややこしいと言ったのは誰。

α ：たぶん乙。

委員：その時、 β は何と。

α ：そうですねという感じ。

α のこの供述がいつの乙及び β との会話を再現しているのか、面談メモからは明確でないが、Yゴルフ場事件以降は乙と会っていないという α の供述を信用するとすれば、上記の会話はYゴルフ場事件以前になされた会話ということになる。

当委員会は、平成26年5月12日に α から事情聴取した際、「ややこしい」の意味について確認したが、 α からは、その問いへの答えは得られなかった。しかし、乙からわざわざ韓国にゴルフをしに行こうという趣旨の発言を聴いた α が、「乙は日本のゴルフ場から排除されている暴力団関係者なんだな」と考えたことと推認することは極めて自然かつ合理的である。したがって、当委員会としては、遅くとも乙とのこの会話がなされた時点では、 α が乙を暴力団関係者であると認識していたと評価する。

（５）Zゴルフ場事件

β は、乙が指定暴力団甲会会長であると認識しながら、平成25年6月19日に乙らとラウンドし、レッスン料ないしは一緒にラウンドしたことの謝礼として5万円を受領した。

４ Zゴルフ場事件に関する β に対する懲戒処分までの貴法人の対応

（１）Zゴルフ場事件発覚の経緯

貴法人は、平成25年8月21日に時事通信社記者から、 β と乙らとの関係について取材を受けたのを契機として、事実関係を調査し、Zゴルフ場事件を認識した。

（２）調査の経過

平成25年8月22日、森前会長が、B顧問と協議をし、早急にB顧問、A監事及びC監事が β から事情聴取することを決定し、調査委員会が組織

された。ただし、理事会決議等の手続きを経ていない。

調査委員会は、 β からの事情聴取、Zゴルフ場を訪問しての支配人等との面談及びその他資料収集により、事実関係を調査した。

(3) 懲戒処分

ア 懲罰諮問委員会（平成25年9月12日開催）による答申

(ア) 答申内容

8か月の会員資格停止とし、資格停止後6か月経過後に暴力団排除への取り組みの姿勢など本人の改悛の状況についてQ地区から報告を受け、理事会において総合的に判断した上で期間を短縮することができるものとするのが相当であるとの答申がなされた（平成25年9月12日開催の懲罰諮問委員会議事録）。

(イ) 答申に当たっての前提事実について

答申書によれば、前提とした事案の概要は「平成25年6月19日（水）に暴力団関係者と認識しながら、Zゴルフ場にて9ホールのゴルフプレーを一緒に行った。」というものである。また、貴法人から内閣府に対する平成25年11月12日付け報告書によれば、「偶発的に1回、指定暴力団甲会の乙とゴルフプレーをした。」という事実を前提としたとのことである。

ただ、その時点で、懲罰諮問委員会は、調査委員会の調査結果として、 β が乙と知り合った経緯が指定暴力団甲会傘下団体の総長の紹介であり、 β はZゴルフ場事件の少なくとも1年数か月前には乙が暴力団関係者であることを了知しており、その後も多数回に亘って予約を代行したりレッスンをしたりしていた事実をも了知していた。また、懲罰諮問委員会で資料として配布された時事通信社配信記事にも、 β と乙との継続的な関係についての記載があった。しかし、懲罰諮問委員会がこれらの事実関係を答申の前提事実としたとまでは窺えない（同議事録）。

(ウ) 答申の理由について

答申書によれば、会員資格の一時停止が相当であるとした理由は、次の3点とのことである。

- ① 過去の事例との比較
- ② 調査に協力的で積極的に事実関係を述べ、理事及び代議員を辞任していること
- ③ Q地区のその他の代議員から、地区が一致して綱紀粛正の再スタートをはかるとともに β の指導監督に当たる旨の決意が示されたこと

イ 定例理事会（平成25年9月17日開催）による決定

βに関する懲戒処分を懲罰諮問委員会の答申どおりとするとの議案が異議なく承認された（平成25年9月17日開催の定例理事会議事録）。

なお、議事録からは、βに対する懲戒処分に関する議論の具体的内容は窺えない（同議事録）。

5 本件会食事件、Xゴルフ場事件及びYゴルフ場事件に関するβ及びαの懲戒処分までの貴法人の対応

(1) 本件会食事件、Xゴルフ場事件及びYゴルフ場事件の発覚の経緯

平成25年9月18日、αが、B顧問に対し、電話にて、本件会食事件、Xゴルフ場事件及びYゴルフ場事件の概要を報告し、同日、森前会長にも概要を説明して謝罪した。

(2) 調査の経過

調査委員会がα、β及び本件会食事件に同席した競技委員、若手プロ、事務局職員等からの事情聴取を中心に調査を行い、調査結果を懲罰諮問委員会及び理事会に報告した。

(3) 懲戒処分

ア 懲罰諮問委員会（平成25年10月24日開催）による答申

(ア) 答申内容

α及びβにつき、退会処分が相当であるとの答申がなされた。

(イ) 答申に当たっての前提事実について

答申書によれば、前提とした事実の要点は、次のとおりとされている。

① 本件会食事件

② Xゴルフ場事件（両名がそれぞれ、乙から、レッスン料又は謝礼として5万円を受領した。貴法人が主催するイベントの下見として行われ、両名に日当及び交通費が支払われた。）

③ Yゴルフ場事件

④ βは、①に先立つ平成24年春ころには乙が指定暴力団甲会会長で丙も同会幹部であることを認識しながら親密な交際を続け、①に至った。βはゴルフ場における暴力団排除が進んでいる状況下で乙らのプレーの機会を確保すべくスタートをとるなどの便宜を図っていた。

⑤ αは、③の後に乙が同会会長であると認識した。もともと、①の際には、乙らが暴力団関係者であるかもしれないとの疑念を有していた。その後②及び③の際に暴力団関係者であるとの認識に

至らなかったとの α の説明については、調査委員会としては疑念を抱いている。

⑥ β は、①②③を隠していた。

⑦ α は、平成25年9月17日開催の定例理事会で申告すべき①②③を申告しなかったために、 β に対する当初の懲戒処分を誤らせた。

(ウ) β に関する答申の理由

答申書によれば、次の理由により、退会処分とされた。

① 既に社会的制裁を受けていること

② 暴排セミナー等に積極的に参加して反省・改悔の実を上げると述べたこと

これに対し、多くの倫理規程に反しているから除名処分が相当であるとする意見もあった（平成25年10月24日開催の懲罰諮問委員会議事録）。

なお、この際、Q地区の会員150名から β に関する嘆願書が提出されたが、貴法人はこれを受け付けていない。この嘆願書は、除名や退会処分は厳しすぎるとして寛大な処分を求めるとの内容であった（同議事録）。

(エ) α に関する答申の理由

答申書によれば、次の理由により、退会処分とされた（ β と異なり、 α に関して嘆願書が提出されたという事情は窺えない）。

① 自発的に申告したこと

② 乙らを指定暴力団甲会幹部と認識していなかったと弁解していること

③ 暴排セミナー等に積極的に参加して反省・改悔の実を上げると述べたこと

これに対し、暴力団関係者とうすうす気づいていたのに倫理規程違反を繰り返したのは副会長にあるまじき行為であるから除名処分が相当であるとする意見もあった（同議事録）。

イ 定例理事会（平成25年10月28日開催）による決定

α 及び β に対する懲戒処分を懲罰諮問委員会の答申どおりとするとの議案が承認された（平成25年10月28日開催の定例理事会議事録）。

採決の内容は、 α については退会処分に賛成が14名、退会では処分が軽いとの反対が4名であり、 β については退会処分に賛成が16名、退会では処分が軽いとの反対が2名であった（同議事録）。なお、理事

会議事録には、この議決に際し「質疑応答ならびに意見交換」がなされたという趣旨の記載があるが、その具体的な内容は確認できない。

また、 α に対し、副会長退職者への功労金支給規程に基づく功労金を支給しないことを可決した（同議事録）。

6 β 及び α の懲戒処分決定後の貴法人の会員への対応等

(1) 平成25年10月

貴法人の森前会長が、全会員に宛てて、平成25年10月付け「今回の不祥事に関するお詫びとご報告」と題する書面を送付し、本件事案について報告をした。そこでは、現職の副会長及び理事が暴力団関係者と交際していた事実及び両者を退会処分にしたことが報告された。そして、再発防止策として理事会が採択した「暴排徹底宣言」の骨子が説明されている。

この内容は、貴法人のホームページにも掲載されている（このホームページは、会員に限らず、広く誰でも閲覧可能である）。

(2) 平成25年11月

貴法人の森前会長が、全会員に宛てて、平成25年11月付け『暴排徹底宣言』の具体的実施について」と題する書面を送付した。そこでは、理事全員が辞任することの意思統一がなされて平成26年2月に開催予定の社員総会で理事を改選する方針であることが報告された。

再発防止策のうち「倫理規程違反に対する自主申告の推奨」「内部通報の緊急措置」「特別聴き取り調査委員会の設置」についても言及され、連絡先の記載を添えて具体的内容が通知されている。

(3) 平成25年12月

貴法人は、全会員送付の平成25年12月発行の会報誌において、冒頭で本件事案について謝罪した上で暴排徹底宣言の骨子を報告するとともに、平成25年9月10日開催の臨時理事会議事要旨及び同月17日開催の定例理事会議事要旨、同年10月5日開催の臨時理事会議事要旨及び同月28日開催の定例理事会議事要旨を記載し、 β 及び α 両名が指定暴力団甲会の乙会長らとゴルフをするなど交際があった事実、懲罰諮問委員会の答申内容及び懲戒処分の内容（賛成数と反対数を含む）を報告した。

平成25年12月末には、貴法人の森前会長が、全会員に対し、平成25年12月付け「反社会的勢力との交際に関するアンケートについて」と題する書面を添えてアンケート用紙を送付した。このアンケートは、暴力団等による不当な要求及び財産上の利益供与の申入れを受けた経験の有無や交際経験の有無等について尋ねる内容であり、「暴力団等」の定義や「交際」の意味等について会員が理解できるよう一定程度の配慮がなされた内容となっている。あわせて、反社会的勢力に関して悩んでいることや

相談したいことがあれば記載するよう呼びかけている。アンケートとしては1000通超の記名のある回答があり、現在暴力団関係者と交際していることを窺わせる内容の回答は一つも無かった。

(4) 理事及び監事の確認及び誓約

ア 平成26年1月21日開催の定例理事会において、出席していたB顧問が、その場の理事及び監事の全員に対して反社会的勢力との交際の事実がないことを確認した。同理事会を欠席していた2人の理事については、B顧問が1月23日及び翌24日に、電話で、反社会的勢力との交際の事実がないことを確認した。この定例理事会までに、理事及び監事には、資料として内閣府からの報告要求及び貴法人の回答が提示され、やりとりの内容は示されてきており、理事及び監事は、内閣府が公益性という見地から厳正な考えを持って本件事案を捉えており、貴法人が厳しい状況に置かれているということを十分に認識していた。このB顧問による確認作業は、そのような共通認識のもとでなされたものであった。

イ この定例理事会においては、平成26年2月24日開催予定の定時社員総会において理事が改選されることになっていることを受け、同総会までに理事候補者及び監事候補者の全員からヒアリングを行うこと及び反社会的勢力との交際の事実がないことを誓約するとともに交際の事実が判明した場合には退会若しくは除名とされても異議は唱えない旨の確約書・誓約書を提出させることが報告された。理事候補及び監事候補の全員は、確約書・誓約書を貴法人に差し入れている。

ウ 当委員会は別紙2のとおり平成26年4月末から5月にかけて現職理事全員に対して事情聴取を実施したが、その中で、この確約書・誓約書の内容について間違いが無いことを再確認するとともに、平成18年11月の第1回暴排宣言以降（外部理事等当時貴法人に関与していなかった者については貴法人の運営に関与した時期以降）反社会的勢力と一切交際していないとの確約並びに貴法人の暴排宣言の内容、倫理規程の内容及び暴排に関する社会情勢について理解しているとの確約を得ている。

(5) その後本件勧告まで

貴法人は、平成26年2月24日付け検証委員会作成の検証報告書をそのホームページ上に掲載した。

また、平成26年4月14日には、貴法人の「現職役員による不祥事に関する報告書」（平成26年3月24日付け）がそのホームページ上に掲載された。

第4 原因の分析

1 暴力団排除に関する貴法人の意識と対策の不備

(1) 本件事案の背景（歴史的事実）

貴法人の会員の多くは、昨今の暴力団排除の社会的動向を理解、意識して、暴力団員等との関係を遮断し、あるいは、かかわりを持たないよう、日頃細心の注意を払っているところであるが、本件事案で明らかになったように、残念ながら、会員、それも貴法人の運営の中核を担うべき理事の中に、暴力団等との関係を継続している者がいた。

暴力団員等の中には、名義を偽り、詐欺罪に問われるリスクを負いながらもプレーをするほどゴルフ好きが多いといった事実もある。そういったゴルフ好きの暴力団員にとっては、貴法人の会員、特に実績のあるプロゴルファーとの交際は自身の威信を示す格好の材料となる。一方、会員側にも、暴力団との交際自体を自身の威信の表れと感じる者がいたり、あるいは、暴力団から提供される経済的援助を受け容れるなどして、暴力団との交際を継続した者がいたのも歴史的な事実として否定できないところである。

平成4年にいわゆる暴対法が施行され、以後、社会における暴力団排除の機運が高まってきたが、暴対法施行後しばらくの間、暴力団排除対策の主眼は、「暴力団からの不当要求の排除」におかれていた。暴力団員と交際するプロゴルファーにとって、当該暴力団員が、ゴルフのプレー、レッスンを共にするにとどまり、不当要求をしてくる相手でなかったのであれば、暴力団員との関係を遮断する必要もないと考える会員がいたのも事実であった。

(2) 第1回暴排宣言とその後の貴法人の対応

ア 第1回暴排宣言の際の貴法人の対応

平成18年事件を契機として、平成18年11月28日に開催された代議員総会に先立ち、貴法人において第1回暴排宣言が行われた。

第1回暴排宣言をきっかけに貴法人が行った対策としては、

- ① 代議員への暴力団排除意識の浸透のための講演
- ② 会員全体への周知
- ③ 各地区の暴力団排除大会
- ④ 既存会員向けの暴力団排除セミナーの実施
- ⑤ 新入会員向けの暴力団排除セミナーの実施

などである（第3.2(1)エ）。

イ 第1回暴排宣言の際の貴法人の対応の評価

これらの対策は、貴法人の会員に暴力団排除の必要性を意識させるた

めには有用な対策であった。しかし、これらの対策は、平成18年事件という特異な事件をきっかけに、貴法人理事の間においても十分な議論等がなく（少なくとも当時の議事録等から、十分な議論がなされたことは確認できない）急遽執り行われたとの印象は否めず、会員に対し、暴排宣言に至る経緯やその背景、さらにいえば平成18年事件の経緯等について十分説明をする機会も乏しかった。当委員会の事情聴取に対する現理事らの回答（第3.2(1)オ）からすれば、残念ながら、第1回暴排宣言後の対応が、貴法人の会員に周知徹底されていたと考えることはできない。

ウ 平成19年以降の暴力団排除の動きに対する対応の鈍さ

平成19年6月、犯罪対策閣僚会議の申し合わせ事項にて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（いわゆる「企業暴力団排除指針」）が発表された。企業暴力団排除指針においては、暴力団をはじめとする反社会的勢力との『一切の関係遮断』が提唱された。さらに、平成23年10月1日をもって全都道府県にて施行されることとなった暴力団排除条例により、「暴力団との交際」の根絶が推進されることとなった。企業暴力団排除指針から暴力団排除条例の施行への流れは、社会からの暴力団排除（証券、金融、不動産取引等）の動きを加速させるものであった。

貴法人においても、暴力団排除に関するかような社会の動きに沿った暴力団排除対策、即ち、「会員と暴力団員等との一切の関係遮断」を進める具体的な策を取り入れるべきであったが、第1回暴排宣言から、平成25年2月15日の第2回暴排宣言まで、上記のような暴力団排除における社会の動きに沿った「会員と暴力団員等との一切の関係遮断」にむけた具体的な対策が取り入れられた形跡はない。

本件事案における β 、 α の行為は、貴法人において、「暴力団員等との一切の関係遮断」の体制が徹底されていなかったことの証左と言わざるを得ないところである。

なお、貴法人においては、法人の公益認定を受けるに際して、当時の理事、監事らから法第6条第1号の欠格事由に該当しない旨の確認書を徴求しているところ（第3.2(2)ウ）、法第6条1号ニは、「暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を欠格事由としているにとどまり、「暴力団員等との交際がないこと」までを定めたものではない。貴法人において、理事、監事らの役員から、暴力団員等との交際がないことの確認書が徴求された平成26年2月24日に至るまでは、「暴力団員等との交際をしない」ことが貴法人において、

徹底されていたと評価することはできない。

貴法人の監事は暴力団排除の専門家であり暴力団排除対策の実績を有する人物であるが、法人内の体制作りは監事のみならず、理事全員が共通認識をもって対応しなければならない。残念ながら、貴法人には、かかる共通認識が不十分であったと言わざるを得ない。

(3) 暴力団排除に対する具体的対応策の不備

本件事案において、貴法人の理事であり、暴力団排除の先頭に立たなければならないはずの β 、 α に「不当要求を受けなければ暴力団と交際しても良い」、「暴力団であってもゴルフを教えるだけなら問題ない」という旧態依然の意識があったことは事実である。かような理事が現在したことの原因は、徹底した暴力団排除に関する貴法人の理事・監事間の共通意識の欠如にあったと言える。

それゆえ、貴法人は、徹底した暴力団排除対策のために必要な専門部署の設置、相談窓口の設置等の体制作り、交際相手が暴力団関係者であるかどうかといった属性確認の問題、暴力団関係者との交際を遮断する場合の危険や不安を除去するための具体的なノウハウ等に関するマニュアル作り、相談体制等、情報収集体制等を確立する等の対策を講ずることがなかった。

(4) 理事会の監督機能不全

本件事案は、一会員が暴力団と交際していたものではなく、公益法人として、率先して暴力団員等との関係遮断に取り組むことが要求される貴法人の執行部の中核的存在である理事2名（しかも1名は副会長）が、法人の事業の執行に際して暴力団員等と接点を持ったものである。

法人の業務を執行する立場にいる理事が暴力団員等と交際しているかどうかは、貴法人の理事会が情報を収集してこれを察知し、事前に防止し、かかる事実が発覚した場合には直ちに排除する等の機能を発揮すべきであった（しかも、 β については、従前から暴力団との交際が噂されていた）。しかし、理事の多数が非常勤で、しかも、暴力団排除に関する専門知識を有していないといった状況の貴法人理事会においては、かかる理事会の機能が十分に発揮されていなかったことは否めない。

(5) 会員との意思疎通の不十分さ

貴法人の多くの会員は、貴法人における第1回暴排宣言、あるいは、その後の企業暴力団排除指針、暴力団排除条例等の暴力団排除に関する社会の動きに影響を受けるまでもなく、従前より、暴力団との接点を回避する意識を持っていたことが窺える。

しかし、一方で、従前より暴力団との関係が噂されていた β が、地区代

表である代議員となり、理事に選任されていたことも事実である。

いうまでもなく、暴力団排除は、理事のみならず、代議員、ひいては会員全員が共通して認識しなければならない課題であり、そのためには、貴法人は会員に対し、日常的に暴力団排除に関する啓蒙活動を行い、会員との間の意思疎通を図る必要があった。しかし、貴法人においては、会員と本部との物理的な距離や各地域の特性などもあり、必ずしも十分な意思疎通ができていなかった。今般、βの処分の際し、Q地方の会員から嘆願書が出されたことは、貴法人と会員間の意思疎通、特に、暴排に関する意思疎通が不十分であり、事案の重大性に関する共通認識を築けなかったことの証左である。

2 ゴルフ場からの暴力団排除という観点の欠如

本件事案は、貴法人の理事2名が貴法人の事業であるトーナメントの下見に暴力団員を同伴させた案件であり、暴力団関係者のプレーを認めるゴルフ場を貴法人の重要な事業であるトーナメント会場に選定していることを意味する。

少なくとも、貴法人がトーナメントを開催する会場を選定するに当たり、暴力団関係者をプレーさせるゴルフ場か否かを確認し、暴力団をプレーさせるゴルフ場であれば会場に選定しないという判断基準を持っていれば、トーナメントコースの下見で暴力団員と同伴する、といった事態は生じ得ないはずである。

第5 貴法人の示す再発防止策の評価

1 貴法人の再発防止策の概要

以下において、貴法人が本件事案後、再発防止のために実行した施策、及びこれから実施を予定している施策につき、当委員会としてその有効性につき検討する。なお検討の対象とするのは、当委員会が本件調査期間において認識し得た再発防止策が対象となる。

(1) 理事会による暴力団排除対策の決定

貴法人は、本件勧告を受け、平成26年4月16日開催の臨時理事会において、以下の暴力団排除対策をすることを決定している。

これら暴力団排除対策は、本件勧告を受けた後に示されたものであり、再発防止策としては、本件勧告に対応しその有効性がより重要であるので、当委員会として、まずその有効性を検討することとする。

ア 第三者委員会の設置

本件勧告で求められた本件事案の客観的かつ徹底した事実解明とそれに基づく再発防止策を徹底するという目的で、新たに暴力団問題に詳

しい弁護士3名を委員とする第三者委員会を設置し、本件勧告の趣旨を踏まえて、今後の暴力団排除のための指針を含めた本事案に関する調査とそれに基づく意見を求めることとしている。

イ 今後の暴力団対策

(ア) 平成26年3月24日付けで、委員長を竹花会員外理事、委員を深澤監事、大庭監事、坂井副会長、阿部理事とするコンプライアンス委員会を設置する。

また新たに嘱託として中林喜代司氏、千葉俊一氏を参与として採用し、暴力団排除対策を推進する。

(イ) 事業全般にわたり、暴力団が介入するおそれがある分野を洗い出し、貴法人が当事者となる契約全般からの暴力団排除方策を構築する。

(ウ) 貴法人の役職員（理事、代議員及び幹部職員）の暴力団問題に対する認識を確認し、貴法人の置かれた立場に対する危機意識を醸成する。

(エ) 会員全員が危機感を共有するため、会長、役職員と会員との意見交換の場をできるだけ設け、相互の意思疎通を図る。

(オ) 暴力団と交際を持たないためのマニュアルの策定を進める。また、会員に対する暴排教育を全国各地で実施するとともに、暴力団問題で悩みを抱えている会員の相談に対応できる仕組みをコンプライアンス委員会の下に設ける。これらの施策によって、貴法人の暴力団問題についての対応力を高める。

(カ) 倫理規程、懲罰に関する規程、コンプライアンス委員会の運営に関する規程等の整備を行う。このため、貴法人渡邊顧問を委員長とする規程整備委員会を設置する。

(キ) 平成26年7月14日に臨時総会を開催し、この間の本件勧告に対する対応について役職員全員が情報共有するとともに、各地区の会員に対する伝達を徹底するよう申し合わせる。

ウ 内外の説明責任について

(ア) 今回の勧告書の指摘事項及び平成26年4月16日開催の臨時理事会で決定した今後の暴力団排除に関する諸事項について、ホームページ上で公開する。

(イ) 今後、第三者委員会の議論や貴法人の暴力団排除対策の推進状況について、ホームページを活用して、適切に発信する。

(ウ) 上記イ（ウ）及び（エ）を推進するため、倉本会長が本年中に行う会員1500名とのミーティングにおいて、本件問題を取り上げる。

(エ) コンプライアンス担当の理事らが、各地区代表の理事、代議員等との暴力団排除のための意見交換会を逐次実施する。

(2) 本件事案発覚後既に実施された対応、再発防止策

貴法人では、上記臨時理事会での決定に至るまでの間に、本件事案の発覚を受けて、以下のような対応、再発防止策をとっている。

ア 平成25年11月5日開催の臨時理事会において、当時の会長及び副会長の全報酬の30%を減額する旨の決議がされている。

イ 平成25年11月、以下の施策を実施し、申告窓口、通報窓口及び委員会委員長を渡邊顧問としている。

- ① 倫理規程違反に対する自主申告の奨励
- ② 内部通報の緊急措置
- ③ 特別聴き取り調査委員会の設置

ウ 2013（平成25）年12月、全会員に対し、反社会的勢力との交際に関するアンケートを実施している。当該アンケートでは、

- ① 2011年10月1日以降に、暴力団その他の反社会的勢力に属する者（以下「暴力団等」という）による不当な要求及び財産上の利益供与の申し入れを受けたことがありますか。
- ② 2011年10月1日以降に、反社会的勢力（暴力団等）との交際（ゴルフプレー、ゴルフレッスン、飲食、金銭の授受、贈答品、取引、他）を行ったことがありますか。
- ③ 反社会的勢力に関して悩んでいることや相談したいことがあれば記載してください。

といった質問をしている。

当該アンケートは、全会員に対し送付され、1096名の会員から回答が来ている。

エ 本件事案当時の全代議員及び全理事は、平成25年12月末日までに一旦辞任した上で、平成26年1月の各地区大会で新たな代議員を選任し、さらに同年2月24日に臨時総会を開催し新たな理事の選任を実施している。

オ 平成26年2月24日に選任された会員外理事を含む全理事から確約書・誓約書を徴求している。

当該確約書・誓約書には、

1. 私は、2011年10月1日以降から現在において、暴力団その他の反社会的勢力に属する者（過去5年に暴力団その他の反社会的勢力に属していた者を含む。）との交際がないことを確約いたします。
2. 私は、公益社団法人日本プロゴルフ協会の理事に就任後に、2011年10月1日以降において、暴力団その他の反社会的勢力

に属する者（過去5年に暴力団その他の反社会的勢力に属していた者を含む。）との交際の事実が判明した場合には、退会または除名の処分を受けても異議を申し立てないことを誓約いたします。

との記載があり、それぞれ理事が署名・押印している。

なお、2011年10月1日とは、暴力団等に対する利益供与を禁じた暴力団排除条例が全国で施行された日である。

(3) 現時点で実施を検討している再発防止策

その他、当委員会は、貴法人が、以下の再発防止策を検討していると認識している。

ア 貴法人は、代議員に関しても理事と同様に確約書・誓約書の徴求が必要であるとの判断から、平成26年5月9日付けで代議員全員に対し、確約書・誓約書の提出のお願いを発送している。

イ 事務局体制の強化を図る。

2 当委員会の評価

(1) 外部への公表のあり方について

貴法人の上記各対応・再発防止策に関し、当委員会が評価する以前の問題として、当委員会は貴法人の従前の再発防止策等の外部への公表のあり方につき、言及しておく。

1例として貴法人は、平成26年3月24日付け「現職役員による不祥事に関する報告書」をホームページに掲載する方法で発表している。当該報告書19頁「7. 再発防止策について」には、幾つかの具体的な再発防止策が記載されている。しかし、例えば「(2) その他の再発防止策について」中の「① 調査委員会よりコーポレートガバナンスの実効性を確保することを目的として『理事会の議長は、外部理事がこれにあたり、もって倫理規程の遵守などのコンプライアンス体制を強化する。理事会の議長は、総務財務委員会・選挙制度等検討委員会・倫理コンプライアンス委員会を統括し、この権限においてはPGAを代表する（代表理事とする）』との提言がなされており、今後検討することとしています。」との施策については、実際にはその後採用される予定もない。

このように再発防止策を早急に示そうとするあまり、実現、採用の可否を十分に検討することなく公表されており、公表により信頼の回復を図るはずがかえって再発防止の本気度を疑わせる結果となっている。

当委員会としては、貴法人において再発防止策を公表するに際しては、俎上に載せた案を拙速に公表するのではなく、本件勧告の趣旨を十分に忖度した上で、その実現可能性も考慮しつつ各再発防止策を体系立てて公表することを求めるものである。

(2) 再発防止策を検討する前提

本件勧告は、前記のとおり、「暴力団員等が事業活動を支配していると疑われるような事態を排除するために必要な措置を講じ、公益法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること」を要請事項、いわば目的として、これを実現するため

- ① 本件事案について、改めて客観的かつ徹底した事実解明
- ② 再発防止策（同種事案の適切な処分方針の在り方を含む）
- ③ 本件についての役員（理事、理事会及び監事）それぞれの責任を明らかにする
- ④ 本件事案の全体像につき社員及び会員に適切に説明
- ⑤ 国民に対する説明義務を果たすための措置を講ずる

を求めている。本件勧告の求める再発防止策は、②のみならず①、③、④、⑤を含むものと理解できる。当委員会は、①ないし⑤を広義の再発防止策と位置づけるとともに、②を狭義の再発防止策と位置づけることとする。

貴法人の掲げる上記各再発防止策は、狭義の再発防止策のみならず広義の再発防止策も含むものである。なお上記①は、主として当委員会が担うことになる。

また、評価に当たっては、貴法人の施策が、既に「第4 原因の分析」で挙げた原因に対応し、その解消を図るものであるかを意識する必要がある。

(3) 具体的な評価

ア 第三者委員会（上記1（1）ア）

平成26年4月16日開催の臨時理事会の決定に基づき、平成26年4月18日付けで設置されたのが当委員会である。当委員会は、貴法人との同日付け業務委託契約に基づき、本件事案の事実調査を進めた。

イ コンプライアンス委員会の設置、参与の採用（上記1（1）イ（ア））。

（ア）実施状況

コンプライアンス委員会は、平成26年3月24日に既に設置されている。また、中林氏、千葉氏は、既に参与として採用されている。

（イ）当委員会の評価

I 委員の構成

委員長の竹花理事は、広島県警本部、東京都副知事、警察庁生活安全局長等を歴任し、警察庁では暴対法の制定、広島県警本部長としては暴走族排除条例の制定を自ら牽引した経歴があり、暴力団排除活動の実績からも委員長として最適任である。

他の委員も、元日弁連民事介入暴力対策委員会委員長の深澤監事をはじめ、坂井（副会長）、阿部の両理事についても当委員会として意思・意欲を確認したところであり、適任である。

また参与の千葉氏、中林氏は、警視庁の出身であるとともに、全国暴力追放運動推進センターにも関与しており、人選も適任と評価できる。

II 体制

コンプライアンス委員会は、会長直轄の独立委員会となっており、業務執行上、適切な位置づけである。

III 活動内容

平成26年5月19日承認予定のコンプライアンス委員会規程案を確認したところ、同委員会が貴法人のコンプライアンスに関するすべての事項の処理に当たるとなっている。

既に同委員会の監修による暴力団排除対策マニュアル案（後述）が示されている。

また、反社会的勢力との関係遮断に関する相談・通報窓口である「PGA119番」も設置予定となっている。

IV 評価

「第4 原因の分析」にも挙げたように、貴法人には暴力団排除を担う専門部署が存在しておらず、このことが本件事案発生の要因となっていた。

当委員会は、今回設置されたコンプライアンス委員会が、委員、体制及び活動内容から、再発防止を担っていく組織として、合理的な組織と評価する。これは、狭義の再発防止策と位置づけることができる。

ただ当委員会としては、新たな参与2名がPGA119番を担うことは理解したが、貴法人における参与の位置づけが規程案上も必ずしも明確でなく、参与の活動への期待が大きいだけに、参与がコンプライアンス委員会の活動にどのようにコミットしていくのかをもう少し明らかにしていただきたい。

ウ 事業全般にわたり暴力団が介入する分野の洗出し、契約全般からの暴力団排除（上記1（1）イ（イ））

（ア）実施状況

コンプライアンス委員会では、「PGA法人事業契約全般からの暴排作業」として、

① 契約書への「表明確約」と「暴排条項」の記載の徹底

② 新規取引先の沿革の確認

- ・ 警察や暴追センター，民間調査機関の活用による調査の実施
- ・ 全国暴力追放運動推進センターに協力会員として入会し，同センターとの緊密な連携を図り，排除対象を明確にする。

を挙げてこれから取り組む姿勢を示している。これは狭義の再発防止策と位置づけられる。

(イ) 評価

当該施策は反社会的勢力との一切の関係遮断を指向するものであり，当委員会としても，施策としては積極評価するものであるが，これからの実施状況を確認検証する必要がある。とりわけ②については，経験豊富な参与2名の積極的な活動を期待したい。

エ 役職員の暴力団問題に対する認識の確認及び危機意識の醸成（上記1（1）イ（ウ））

(ア) 実施状況及び評価

当委員会は，役職員の暴力団問題に対する認識に関し，調査対象とした理事，監事及び事務局職員については，本件事案も含め暴力団をはじめとする反社会的勢力との交際の問題意識を確認し，さらに現状では公益認定が取り消される可能性が低くないとの理解を得ていると認識する。また既に提出している確約書・誓約書につき現在もその内容に同意していることも確認した。

当委員会は，本件問題に関しては，現役の役職員が相当の危機感をもっており，真摯に再発防止に臨んでいるものと評価する。

今後も，コンプライアンス委員会及び参与が現役の役職員の暴排意識のさらなる向上に積極的に関わっていく必要がある。

オ 会員全員が危機感を共有するための会長，役職員と会員との意見交換（上記1（1）イ（エ））

(ア) 実施状況

コンプライアンス委員会は，当該施策を実施するため，以下の方針を示している。

- ① コンプライアンス委員会の委員が各地区を訪問し，代議員との意見交換の場を持つ。まず6月にQ地区（ β の所属した地区）とR地区（ α の所属した地区）との面談を行う。残りの12地区については，できる限り平成26年内に意見交換の場を設ける。
- ② 全国14地区及び事務局において暴対法における不当要求防止責任者を選任し，不当要求防止責任者講習会の受講を義務づけ，当該地区の暴排窓口として，地区における会員の暴排意識の向上を図る。

③ 都道府県警と各都道府県暴迫センターの協力を仰ぎ、不当要求防止責任者講習会と同等の内容のセミナーを貴法人独自で実施する。

- ・ 理事及び代議員，事務局の管理職にはセミナーの講習を義務づける。
- ・ セミナーはシーズンオフとなる12月から2月の間を利用して全国で10会場程度で実施する。
- ・ 受講会員には貴法人として修了証を発行する。

倉本会長は，平成26年内に会員1500名とのミーティングを実行するとしており，既にこれを開始している。

(イ) 評価

当委員会としては，当該施策は，再発防止策として極めて重要なものと認識している。

「第4 原因の分析」にも挙げたが，本件事案の発生には，会員への暴排意識の啓蒙の不備や会員との意思疎通の不十分さが大きな要因となっている。当委員会における現理事からの事情聴取の際にも，多くの理事から，貴法人本部と地方会員との物理的，意識的距離が遠く，意思疎通が図れていないとの発言があった。

当該実態を解消するには，コンプライアンス委員会の委員が各地区を訪問し，代議員との意見交換の場を持つことは，再発防止のための非常に重要な施策となる。

また地方の会員も現理事と同様の暴排意識，危機意識を共有するためには，地区毎に不当要求防止責任者を定め各都道府県暴迫センターの実施している不当要求防止責任者講習を受講し排除のノウハウを習得することも有効である。

その他，暴排セミナーの実施により，役員，事務局職員，地方の会員がそれぞれの立場でそれぞれに暴排意識を醸成するとともに暴排のノウハウを習得することは，具体的な再発防止策となり得ると評価できる。

これら施策の実行に際しては，コンプライアンス委員会のみならず暴迫センターにも関わりがあり暴排実務に精通した千葉氏，中林氏の両参与に積極的にコミットいただくことを期待したい。

いずれにしろ，具体的評価は，今後，実際にどこまで実行されるかにかかっており，一定期間の活動状況を見て検証する必要がある。

カ マニュアルの策定（上記1（1）イ（オ））

(ア) 実施状況

既にコンプライアンス委員会によって暴排対策マニュアル案が策定

されており、平成26年5月19日開催の臨時理事会で承認される予定である。

(イ) 内容

同マニュアル案は、「第1 なぜ暴力団排除なのか」において暴力団排除の必要性、「第2 暴力団と知らずに付き合いってしまったが」で具体的な対応方法、「第3 ファンからの差入などへの具体的な対応」でプロゴルファーの遭遇しうる事態への対応策、「第4 トラブルが発生したら」で問題を抱えた場合の対応方法をそれぞれ説明している。

なお当該マニュアル案には、後述する「PGAコンプライアンス相談・通報窓口『PGA119番』」についても説明されている。

(ウ) 評価

当委員会は、当該マニュアル案の各内容は、Q&A形式で具体的かつ実践的であり、再発防止策として、現実に役立つ内容であると評価できる。

ただ当該マニュアルに実効性を持たせるためには、相談通報窓口である「PGA119番」が実際にどれだけ活用されるかに依るのであり、「PGA119番」の周知徹底が不可欠である。

キ 規程等の整備（上記1（1）イ（カ））

(ア) 実施状況

渡邊顧問を委員長とする規程整備委員会は既に発足しており、当初予定していた「各種規程の整備について（案）」に従い、コンプライアンス委員会規程案、コンプライアンス相談・通報窓口に関する規程案が示されている。

その他の内規の整備については、今後進められるものと認識している。

(イ) 内容

- I まず平成25年12月に既に改正済みの倫理規程第8条として「会員は暴力団または暴力的あるいは詐欺的行為その他違法不当な行為を組織的、常習的に行うおそれがある者と接触した場合ならびに、他の会員が接触した事実を知った場合には、直ちにPGA本部または内部通報担当者に通報しなければならない」との条項が設けられている。
- II 新たに示されているコンプライアンス委員会規程案は、第3条としてコンプライアンス委員会の任務を「本協会のコンプライアンスに関するすべての事項の処理に当たること」として、コンプライアンスに関し同委員会が権限及び責任を負担することを明示している。

Ⅲ コンプライアンス相談・通報窓口に関する規程案は、第1条において同窓口の目的を「暴力団等反社会的勢力との関係遮断その他のコンプライアンスに関する日本プロゴルフ協会（以下「本協会」という。）及び本協会会員の対応能力を向上するとともに、これを通じて本協会及び会員の社会的信頼を維持，向上するため」として，設置の目的を明示している。

なお当該規程案の内容からも，「PGA119番」は相談窓口のみならず内部通報窓口を担う制度であると認識できる。

(ウ) 評価

規程等の改訂は，同種事案についての今後の適切な処分方針の在り方に関連するものであり，再発防止策の1つと位置づけることができる。

倫理規程第8条は，会員に相談，通報を義務づける内容となっており，コンプライアンス相談・通報窓口に関する規程案と相まって，これまで欠如していた組織として対応する体制を構築するものである。

その前提として，コンプライアンス委員会規程は，会長直轄の独立委員会として，貴法人のコンプライアンスに関する権限，責任をコンプライアンス委員会に担わせており，今後の暴力団排除問題に関する責任の所在を明らかにしている。

これら規程の整備は，再発防止策として不可欠であると評価できる。懲罰手続規則その他の内規についても，早急なる見直しが望まれる。

ク 平成26年7月14日開催予定の臨時総会（上記1（1）イ（キ））

これは今後実施されるものであるが，本件勧告においても，現理事を選任した本年2月24日開催の臨時総会では，情報の共有という観点においてあらかじめ資料が開示されておらず不十分であったとの指摘もあり，各地区の会員に情報を伝達するという観点においても実施すべき必要性は高い。

さらに同臨時総会では暴力団排除に関する講演の実施が計画されており，暴排意識の醸成，共有のためにも，実施は有効である。

ケ 貴法人内外への説明義務（上記1（1）ウ（ア）～（エ））

貴法人の内部，さらには国民を含む貴法人外への本件事案に関する説明は，それにより貴法人の再発防止に資することもあり，広義の再発防止策に位置づけられる。

のみならず，貴法人の公益法人としての社会的責任として，本件事案の全容や再発防止策等を説明することは，貴法人の義務である。

(ア) 実施状況

- I 本件勧告及び平成26年4月16日開催の臨時理事会で決定した今後の暴力団排除に関する諸事項については、既にホームページ上で公開している。
- II 倉本会長は、既に各地区の会員とのミーティングを開始し、その際本件事案及びその再発防止策について説明している。

(イ) 評価

- I 本件勧告が、「本件においては、内部調査の経過や結果が公表されておらず、法人内部でも代議員や会員への説明がなされていない。・・・他の役員に対する反社会的勢力との交際に関する確認結果も平成26年2月24日に至るまで示されていないなど、本件事案の全体像について、法人内外への説明がほとんどなされていない。」と指摘するように、貴法人では、本件事案に関し、その事実関係や対応策につき、従前、ステークホルダーへの適切な公表、説明がなされていなかった。

この点は、当委員会の調査では、平成18年11月の第1回暴排宣言に至った際の事実経過についても同様に貴法人内外への適切な説明がなされていなかったようであり、結果として十分に情報を伝えてこなかったという経緯が、本件問題発生の原因の1つになっている。

その意味では、本件勧告あるいはそれまでの公益認定等委員会とのやりとりの中で説明要求を受け、ホームページで公表したり、会長、副会長が地方を回り、説明をはじめており、貴法人内外で説明しようとする姿勢は認められる。

さらに当該姿勢を示すためにも、貴法人の掲げる第三者委員会の議論や貴法人の暴力団排除対策の進捗状況について、ホームページを活用して、適切に発信するという施策も、実行する必要がある。

- II ただ繰り返しになるが、公表、説明に当たっては、決定した施策とこれから検討を始める施策とは明確に区別するとともに、各々の施策が何を目的とする施策か、どこに位置づけられるかといった観点から体系立てて表明していくことを工夫すべきである。
- III 貴法人内外への公表や会長による地方会員とのミーティング、コンプライアンス担当理事による意見交換会は、単に貴法人内外への説明ということに止まらない重要な意味をもつ。

当委員会の調査においても、貴法人の理事会等の本部と各地区会員との間に意識の面における距離が遠いとか、各地区大会による代議員、理事候補の選任は、各地区の意向で決定され、中央の理事会

では統制できないという指摘を受けた。これも本件事案において、 β のQ地区での活動を十分にチェックできなかった原因と位置づけられるのであり、当該組織体制上の弱点を克服する重要な手段として、会長が地方の多くの会員とミーティングし、さらにはコンプライアンス委員会の委員が地方で意見交換会を持つことを位置づけることができる。

(4) 本件事案発覚後既に実施された対応、対策

ア 本件事案発覚当時の会長及び副会長の報酬の30%の減額

(ア) 本件事案の発生を受け、代表理事である会長及び業務執行理事である副会長4名につき、平成25年12月、平成26年1月、2月の役員報酬の30%の減額をしている。当該処分が法的責任を認めたものであるとは判断できないが、本件事案発生の責任の所在に関し、組織として1つのけじめをつけたものと評価することはできる。

(イ) 本件事案に関し、当時の理事のいかなる範囲でいかなる程度の責任を負担すべきか、いかなる処分をすべきか議論のあるところと思われる。会長副会長を除く他の理事については、非常勤でかつ専務理事を除き無報酬であることから、会長副会長に限って減報処分としたことも合理性がないわけではない。理事は、その選任においても出身地区から推薦されて選任されており、貴法人において理事が他の地区の理事を監督するのは困難なことは事実である。

しかし、理事に選任された以上、非常勤で無報酬とはいえ貴法人のガバナンスを担う者として、他の理事の監督体制を構築すべき義務がないということとはできない。会長副会長以外の当時の理事についても、戒告程度の処分を検討する余地はある。それがステークホルダーに対し責任の所在を明らかにすることにもつながる。

イ 平成25年11月、倫理規程違反に対する自主申告の奨励、内部通報の緊急措置、特別聴き取り調査委員会の設置の実施

貴法人は、本件事案の発生を受け、今後、同様な事案の発生を防止し、あるいは早期の対応を実施する必要性を認識し、これら施策を打ち出し、実際に全会員に対し、告知書を発送している。

当該対応自体は、緊急性もあつたことから、その発想自体は相当性を有する。しかし、その実効性については、内部調査委員会委員長、懲罰諮問委員会委員長を兼任する渡邊顧問がさらに重ねて窓口を担当することも含め、暴力団排除についての責任の所在も曖昧なままで設けられており、実際に当該各制度が機能することは期待できなかった。

なお、現時点では、コンプライアンス委員会の下、実効性ある対応が

策定され、あるいはされつつあるのは既に述べたとおりである。

ウ 反社会的勢力との交際に関するアンケートの実施

貴法人として、会員の暴力団員等との交際について実態を把握しようとしたものと思われる。当委員会としても、その趣旨自体を否定するものではない。当該アンケートでは、5000名を超える会員のうち回答した会員は1096名であり、回答の内容はほとんどが「なし」というものであった。

しかし、コンプライアンス委員会のような独立性及び機能性を有する機関を準備することなく、このようなアンケートを実施しても実態の解明される可能性は低い。

実際のところ回答内容を見ても、今後の再発防止策に活かせる内容は少ない。

エ 本件事案当時の全代議員及び全理事が一旦辞任し、さらに平成26年2月24日開催の臨時総会で新たな理事を選任したこと

当該対応は、その趣旨自体は、当委員会としても、貴法人の組織としての再出発を図る意味で一定の評価をするものである。

しかし、本件勧告も指摘するように、「・・・本来は、その代議員選挙の前に十分な時間的余裕を持って会員に対して調査結果や検証報告書、公益認定を受けて以降の在職役員に対する反社会的勢力との交際に関する確認結果等を報告しなければ、会員は本件事案を踏まえて代議員選挙に臨むことができない。また、少なくとも役員改選の前に会員及び新代議員に対して役員についての確認結果を報告しなければ、それを踏まえた役員選出ができない」のであり、「そのような状況で役員改選が行われても、法人の各機関の責任が明らかにされたことにはならない。」との評価は、もっともなところである。

一応、現理事全員から確約書・誓約書を徴求しており、当委員会は、現在でもその内容に従う意思であることを確認している。

この総会では、会員外理事として後にコンプライアンス委員会委員長に就任する竹花氏も選任されており、その後、既に指摘したような評価に値する再発防止策を策定している。

当委員会としては、新役員選任は有効であることを前提として、今後、不足していた説明を補充する機会を設けるとともに当該選任に問題を生じた場合は、再度、選任を経るという方法も一定の合理性があると考ええる。

(5) 現時点で実施を検討している再発防止策について

ア 代議員からも同内容の確約書・誓約書を徴求

当委員会の調査時点では、各代議員に依頼書は発送したものの、まだ徴求に至っていない。

当委員会としては、代議員からの確約書・誓約書の徴求は不可欠と考えている。現状における理事の選任は、各地区大会において選任された代議員が理事候補を選任し貴法人の総会で理事を選任することになっており、各地区から選任された理事候補の人選を事実上尊重せざるを得ない状況にある。

したがって貴法人の事業活動が暴力団員等に支配されているとの疑いを払拭するためには、まず代議員から暴力団員等との関係を完全に排除することが必要である。

その意味で、全代議員から理事と同内容の確約書・誓約書を徴求する施策は是非実行すべきである。

イ 事務局体制の強化

これについては、今後の具体的な施策及びその実行状況を確認検証する必要がある。

第6 再発防止策に関する当委員会の提言等

1 はじめに

貴法人における具体的な対応策は第5において述べたとおりであるが、当委員会としては、これらの対策に加えて以下の対策を提言する。

2 当委員会の提言

(1) 役員の特任競技者申告義務

貴法人の役員に、すべてのラウンド（プライベートなラウンドを意味し、試合でのラウンドを除く）における特任競技者の氏名を事務局に申告する義務を課すべきである。

暴力団員等が貴法人の事業活動を支配する可能性を排除するためには、まず、理事等役員がプライベートであれ暴力団員等とゴルフをしないことは当然のことであり、理事等役員がプライベートでゴルフをする際、極力、素姓の分からない同伴者とのプレーを避けなければならない。もちろん、現実には、氏名を確認するだけで特任競技者が暴力団員か判断することは容易ではないし、相手方が氏名や素姓を正しく伝えない場合もあろう。しかし、少なくとも、理事等役員が同伴者の氏名（素姓）を確認し、申告することが義務化されれば、氏名や属性不明な者と同伴プレーをすることを避ける契機になるし、役員との同伴プレーの際には、自身の氏名が事務局に報告される同伴者としても、自らの素姓を隠し難く、ここに暴力団員等の入り込む余地は少なくなる。また、同伴プレーをした者の記録を残すこと

で、万が一、後日、同伴者が暴力団関係者等であることが判明した場合でも、同伴者の記録は、重要な検証資料として有用となり、本件事案のごとき暴力団員との安易なラウンドを2度と繰り返さないよう、役員らの自覚を促すため、必要な施策であると思料する。

(2) 資格認定要件の見直し

トーナメントプロ資格認定事業、ティーチングプロ資格認定事業に関し暴力団排除条項を導入して、暴力団員等と交際のないことを資格要件とし、資格取得後も、暴力団員等との交際が発覚した場合は、除名ないし退会処分とするべきである。

なお、この制度は、貴法人が採用している相談窓口（PGA119番）制度を有効に機能させ、意に反して暴力団員等と交際を持ってしまった者に対して適切な対処がなされる環境を整備することが条件となる。

(3) 事業に関連してのゴルフ場の使用の注意喚起

貴法人がトーナメント、レッスンその他事業としてゴルフ場を使用する場合、ゴルフ場選定に際して、暴力団排除の意識を明確にし、暴力団排除を実施するゴルフ場を選定すべきである。

いうまでもなく、近時、多くのゴルフ場は、暴力団排除を進めるべく、利用細則等で暴力団関係者の利用を拒絶する旨規定し、防犯協会等への加入、暴力団の入場を断る旨の看板を立てるなどの策を講じているところである。しかし、かかる措置に加え、データベース等を利用して利用者が暴力団関係者であるかどうかを受付時に確認する措置をとっているゴルフ場があれば、一方で、暴力団関係者であることを確認する措置を特段講じていないゴルフ場（さらに言えば、本件事案のように、暴力団員であることが判明していても利用させるゴルフ場）も存在する。今般、最高裁判所は、異なる2か所のゴルフ場において、暴力団員であることを秘してゴルフをした暴力団関係者に対する詐欺被告事件の判決において、前者のような体制をとっているゴルフ場においては詐欺罪の成立を認め、後者のような（利用者が暴力団関係者であるかどうかを特段確認していない）ゴルフ場においては詐欺罪の成立を認めないという、異なる結論の判決を出した。

貴法人の事業において利用するゴルフ場においては、前者のように、ゴルフ場利用に際して暴力団関係者該当性をチェックする等、真に暴力団排除を目指す体制を整えているゴルフ場を選別するよう配慮する必要がある（ちなみに、詐欺罪が成立しないと判断されたゴルフ場を含む県内のゴルフ場事業者らは、判決後速やかに利用者が暴力団関係者かどうかを受付時に確認する手段を導入する等の対策をとっている）。

貴法人のかかる態度が確立すれば、貴法人の事業からの暴力団排除にと

どまらず、ゴルフ全体からの暴力団排除の策を進めることとなり、暴力団排除に真摯に取り組むゴルフ場にとっても有意義な後ろ盾となるはずである。

なお、ゴルフ場からの暴力団排除の実現は、貴法人とゴルフ場のみでなしうるものではなく、ゴルフ場の事業者団体、支配人会、プロゴルフトーナメントを司るJGTO、日本ゴルフ協会、LPGA等、ゴルフ関連団体と連携して日常的な情報交換や対策協議を行うことに加え、警察、暴追センター、弁護士会などの暴力団排除の専門機関とも連携することも重要である。

(4) 徹底した広報

貴法人が暴力団排除施策を実現するに当たり、暴力団排除に関する施策や実現過程等、事あるごとに暴力団排除を推し進めるキャンペーンを行い、マスコミを通じ積極的に公表することが考えられる。これにより、会員の意思改革を進めるとともに、ゴルフ界全体の暴力団排除の機運を高める一方、暴力団関係者側に警戒心を抱かせ、予防的効果も期待できる。

以 上

別紙 1

当委員会の主な活動状況

月日	内容
4月16日(水)	・貴法人臨時理事会で、当委員会の設置が決議される。 ・貴法人と内閣府及び公益認定等委員会との間でやりとりされた報告要求書面及び報告書その他書面の検討を開始
4月18日(金)	・貴法人と委任契約書締結 ・委員会開催
4月20日(日)	・貴法人に対し、追加資料送付依頼
4月22日(火)	・委員会開催
4月23日(水)	・貴法人から、追加資料受領
4月24日(木)	・貴法人から、追加資料受領
4月27日(日)	・貴法人に対し、追加資料送付依頼
4月28日(月)	・貴法人から、追加資料受領 ・貴法人に対し、追加資料送付依頼
4月29日(火)	・事情聴取実施 ①長崎理事 ②倉本理事 ③時田理事
4月30日(水)	・貴法人から、追加資料受領
5月1日(木)	・事情聴取実施 ①渋谷理事 ②竹花理事 ③白石理事 ④森理事
5月2日(金)	・委員会開催 ・事情聴取実施 ①坂井理事 ②山口理事 ③三田村理事 ④佐藤理事
5月3日(土)	・事情聴取実施 ①阿部理事 ②山中理事 ③中山理事 ④槇岡理事
5月4日(日)	・事情聴取実施 ①藤池理事 ②井上理事 ③畔野理事
5月6日(火)	・事情聴取実施 ①紺村理事 ②杉谷理事 ③金山理事 ④植田理事
5月7日(水)	・事情聴取実施 ①船渡川理事 ②事務局職員D
5月8日(木)	・委員会開催

5月 9日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴法人から追加資料受領 ・ 貴法人に対し、追加資料送付依頼
5月11日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ β 事情聴取実施
5月12日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ α 事情聴取実施 ・ 委員会開催
5月13日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴法人に対し、追加資料送付依頼 ・ 貴法人から追加資料受領
5月14日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深澤監事事情聴取実施
5月15日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴法人に対し追加資料送付依頼・照会 ・ 貴法人から追加資料受領 ・ 委員会開催
5月16日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴法人に対し追加資料送付依頼・照会・貴法人から追加資料受領
5月18日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会開催

別紙 2

事情聴取実施者一覧

被聴取者				立会人
1	現会長	会員	倉本 昌弘	
2	副会長	会員	井上 建夫	
3	副会長	会員	植田 浩史	
4	副会長	会員	坂井 初敏	
5	副会長	会員	渋谷 稔也	
6	理事	会員	阿部 信行	
7	理事	会員	金山 和雄	
8	理事	会員	紺村 俊徳	
9	理事	会員	佐藤 正一	
10	理事	会員	白石 範隆	
11	理事	会員	杉谷 博美	
12	理事	会員	時田 陽充	
13	理事	会員	長崎 誠	
14	理事	会員	中山 徹	
15	理事	会員	藤池 昇龍	
16	理事	会員	船渡川 育宏	
17	理事	会員	槇岡 充浩	
18	理事	会員	森 静雄	
19	理事	会員	山口 修一	
20	理事	非会員	竹花 豊	
21	理事	非会員	畔野 良昭	
22	理事	非会員	三田村 昌鳳	
23	理事	非会員	山中 博史	
24	監事	非会員	深澤 直之	
25	元副会長	非会員	α	被聴取者代理人弁護士
26	元理事	非会員	β	被聴取者代理人弁護士
27	事務局職員	非会員	D	